

新型コロナウイルス感染症に関する基本方針

武蔵野環境整備株式会社

代表取締役 小山 昇



弊社は、新型コロナウイルス感染症への対策として、従業員とそこご家族の人命保護と健康維持を最優先とし、感染予防と社内外への感染拡大の防止に努め、県民の皆様の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するために、下水道施設維持管理業務の継続に最善を尽くしてまいります。

1. 感染予防対策

関連法令上の義務及び行政機関等からの指導を遵守するとともに、国や地方自治体、業界団体などを通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を収集し、感染予防のための対策を講じる。

2. 健康確保

従業員の出勤前の体温や感染を疑われる症状の有無を確認し、体調不具合の者や勤務中に体調が悪化した従業員を直ちに帰宅させ自宅待機とする。

3. 通勤

公共交通機関を極力使用せず、自家用車などで通勤可能な従業員に対する励行

4. 勤務

- ・勤務中は常にマスクの着用を徹底する。
- ・始業時や休憩後を含めた定期的な手洗いの徹底と、水道の使用が限定される環境下での手指消毒液の配置。
- ・従業員ができる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・手袋等の保護具の装着と、汚水に接触する可能性のある業務を実施する際に、飛沫が目に入らぬよう、必要に応じ保護メガネなどの着用を促す。
- ・事務所や屋内作業空間の換気に努める。

5. 休憩・休息

休憩・休息をとる場合には2メートルを目安に距離を確保するよう努め、屋内では換気を行うと共に、机の配置を見直し離隔距離を取るなど3つの密を防ぐことを徹底する。

6. トイレ

ハンドドライヤー利用停止の代替としてペーパータオルを設置し、その他従業員の衛生管理に努める。

7. 設備・器具

- ・従業員が業務上直接触れる箇所について定期的に消毒を実施し、工具などを共有する場合は、使用前後に消毒を行う。
- ・ドアノブ、照明スイッチ、電話など共有設備については頻繁に洗浄、消毒を行う。

8. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・公共交通機関など公共施設を利用する従業員には、マスク着用、咳エチケットの励行。
- ・車内など密閉空間では窓を開け換気をするなど感染防止に努める。
- ・作業着はこまめに洗濯するよう促す。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されることなどがないうよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の風邪様症状を含め、体調に思わしくない点がある場合、または感染を疑われる者との接触の可能性がある場合や、同居家族に風邪様症状がある場合などには PCR 検査等の受検を奨励すると共に、結果が出るまで出勤停止としその期間は特別休暇とする。

9. 部外者等の立ち入り

部材納入など、業務上不可欠な部外者の立ち入りについては、当該者に対して従業員に準じた感染防止策を啓発する。

10. 感染者が確認された場合の対応

- ・保健所や客先などへ速やかに報告するための連絡体制を構築するとともに、保健所等の指示に従い、適切な措置を講じる。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒するとともに、接触の可能性のある従業員を自宅待機させる。
- ・感染者の人権に配慮し、社外関係者に個人名が特定されないことがないよう留意する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し適正に取り扱う。
- ・事業所内で感染者が確認された場合、社外への公表の有無・方法については、上記の通り個人情報保護に配慮するよう取り計らう。